

第4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

- (ア) 妊娠届出制度は、妊産婦や乳幼児を行政的に的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行うことを目的とする。
- (イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第15条（妊娠の届出）

母子保健法第16条（母子健康手帳）

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

親子支援課職員（保健師）、市民課職員、支所職員

オ 内容

妊娠の届出をした者に対し、健康福祉センター、市民課、各支所において母子健康手帳を交付。

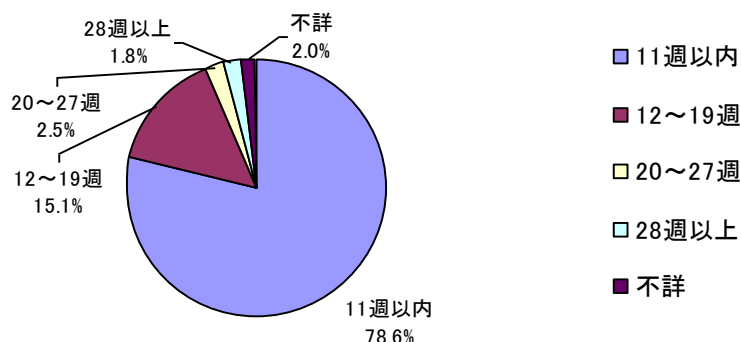
カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

年度	区分 妊娠届出 数	届出時の妊娠週数				
		11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
19	1,232	876	314	24	15	3
20	1,283	1,008	194	32	23	26

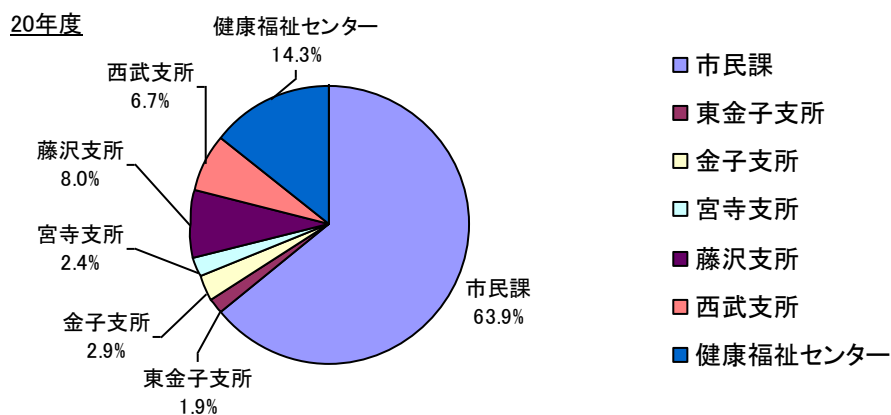
20年度



(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

年度	区分 市民課	支所					健康福祉 センター
		東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	
19	787	23	36	29	98	83	176
20	826	31	32	23	122	71	169



(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区分 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加交付数	合計
19	1, 232	16	15	1, 263
20	1, 283	24	9	1, 316

キ 事業の経過

昭和17年、妊産婦手帳制度確立

昭和22年、児童福祉法制定「母子手帳」と改名

昭和40年、母子保健法制定「母子健康手帳」と改名

平成4年度、交付主体が県から市町村に事務移譲（母子保健法の一部改正）

ク まとめ

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務は、届出時に妊婦と保健師が直接面接し、保健指導、子育て支援のための情報提供等を行う重要な契機です。近年、児童虐待が大きく社会問題化する中で、その発生予防、早期発見等の観点からも出産後も継続的に支援が必要であると見込まれる妊婦を早期に把握することが重要です。こうしたことから、保健師が配置されている健康福祉センターへの届出を勧奨する試みを平成17年度から行ってきました。その結果、育児不安がある等早期に支援が必要な家庭を把握する上で大変有効となっています。

今後は、妊娠11週以下での届出を積極的に勧奨し、早期届出の普及・啓発に取り組むとともに、適切な母子保健サービスの提供に努めます。

2 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

ア 目的

妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉県市町村妊婦健康診査標準実施要領

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

契約医療機関（社団法人埼玉県医師会、社団法人日本助産師会埼玉県支部、県外等の医療機関）へ委託し対応

オ 内容

(ア) 妊婦一般健康診査（2回）

問診及び診察、血液検査、血圧測定、尿化学検査

(イ) HBs抗原検査

(ウ) ヒト免疫不全ウイルス（HIV）抗体検査

(エ) 超音波検査（出産予定日において35歳以上の妊婦）

カ 実績

受診状況

単位：人

区分	一般健診					超音波 検査	B型肝炎 抗原検査	HIV抗 体検査	HCV抗 体検査
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目				
19	1,194	1,066	-	-	-	168	1,191	1,177	-
20	1,173	1,330	1,255	1,066	989	235	1,169	1,159	1,160

キ 事業の経過

母子保健法の一部改正により、平成9年度から実施主体が県から市町村に事務移譲されました。これに伴い、各医療機関との契約締結事務についても各市町村で実施しました。

平成10年度から一般財源化。契約締結事務については、医療機関及び市町村の事務の効率化を図るため、平成10年度から県に一括委任しています。

ク まとめ

妊婦健康診査の実施に当たっては、里帰り出産にも対応できるよう県内市町村と県医師会及び県外各医療機関等との契約締結事務を県に一括委任し、市民の利便性と医療機関及び市町村の事務の効率化を図っています。

また、平成20年度から妊婦一般健康診査の公費負担回数を現行の2回から5回に拡充し、妊婦への負担軽減を図りました。

(2) 3か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助、母親の育児不安の軽減や精神の安定を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3か月～5か月児

エ 対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、図書館職員、事務職員

オ 内容

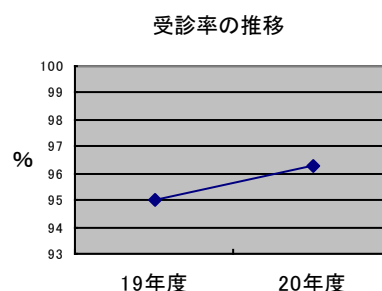
問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、集団指導（予防接種について、母子保健事業について、歯科指導、絵本の読み聞かせについて）、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
19	1,164	1,106	95.02
20	1,182	1,138	96.28



健康診査実施状況

区分 年度	健康診査結果					精密健康 診査受診 児数	事後指導 児数
	異常なし	要経過観 察児数	要精密健康 診査児数	要治療児数			
				健康診査前からの 治療継続児の数			
19	955	80	50	77	58	31	236
20	990	54	40	80	61	26	235

キ 事業の経過

(ア) 平成15年度から心理相談員を配置

(イ) 平成17年度から図書館職員の協力を得て絵本の読み聞かせ事業開始

(ウ) 平成18年度から問診票を改訂（母の心理面、フェイススケール、父の育児参加状況、家族機能の質問等を追加）

ク まとめ

年18回、1回につき約60人を対象に実施。

心身の健康状態や疾病異常のスクリーニングだけでなく、増加している育児不安に対応するため、心理相談員による個別相談を実施。また、問診票の項目に検討を加え、

育児環境の把握に努めました。

(3) 1歳6か月児健康診査

ア 目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

1歳6か月児～1歳8か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

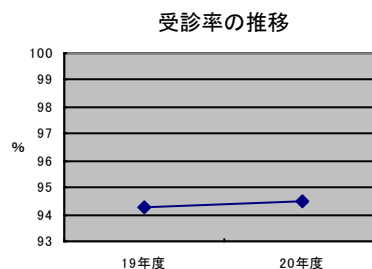
問診、身体計測、歯科診察、内科診察、集団歯科指導、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
19	1, 248	1, 176	94.23
20	1, 194	1, 128	94.47



健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康診査受診児数	事後指導児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観察児数	要精密健康診査児数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精神両面			健康診査前からの治療継続児の数			
19	998	79	80	18	126	15	36	24	6	126
20	913	159	64	19	145	16	81	58	7	145

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況						
	未処置歯	処置歯	むし歯のない児			むし歯のある児				
			O ₁ 型	O ₂ 型	不群	A型	B型	C型	不群	
19	68	62	6	1,135	13	0	26	1	0	0
20	81	73	8	1,088	12	0	25	3	0	0

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を2人に増員

ク まとめ

年18回、1回につき約65人を対象に実施。

歯科の集団指導を健康診査の中に組み込みむし歯予防の知識普及を受診者全員に行いました。

(4) 3歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、集団指導（歯科、栄養）、個別相談

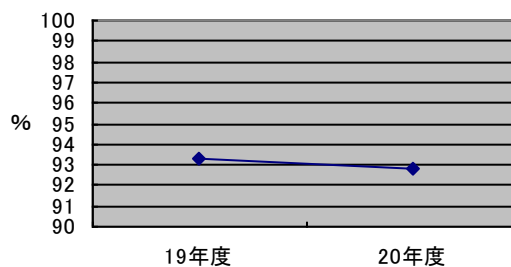
カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率(%)
19	1,275	1,184	92.86
20	1,284	1,166	90.80

受診率の推移



健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康 診査受診 児数	事後指 導児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観 察児数	要精密 健康診 査児数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精 神両面			健康診査前 からの治療 継続児の数			
19	757	287	70	70	328	30	69	51	15	70
20	784	390	6	20	327	39	50	34	21	53

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数(本)			歯の状況					
		未処置歯	処置歯	O型	むし歯のある児				
					A型	B型	C ₁ 型	C ₂ 型	不群
19	1,213	1,000	213	873	204	90	1	16	0
20	976	820	156	912	159	83	0	12	0

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を2人に増員

ク まとめ

年18回、1回につき約65人を対象に実施。

3歳児健康診査の受診率は90%を超えていますが、他の乳幼児健康診査に比べやや低い状況です。理由としては、保育所や幼稚園での健康診査を受診している場合や母親の仕事復帰等が考えられます。

3か月児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査における未受診者に対しては、児の健康状態や生活状況を把握するため、保健師・主任児童委員・家庭児童相談員が連携して訪問等を行い状況の把握に努めています。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた児について、精密健康診査を行い幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、乳幼児健康診査実施要綱、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領、入間市幼児精密健康診査実施要領

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児

エ 対応者

契約医療機関

オ 内容

契約医療機関において受診（交付日から1か月以内）

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	3か月児	1歳6か月児	3歳児
19	31	6	23
20	26	1	14

キ 事業の経過

平成9年4月1日から入間市幼児精密健康診査実施要領施行

ク まとめ

受診できる医療機関が限られていることから、契約医療機関を増やす等課題があります。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等児童虐待ハイリスク家庭を把握する。支援の必要な家庭には関係機関と連携した支援を行うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、児童虐待防止法第5条

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、その後受診勧奨をするも連絡がなく状況把握のできない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、家庭児童相談員

オ 内容

乳幼児健康診査未受診者で、状況把握のできない家庭をリストアップし、保健師、主任児童委員、家庭児童相談員が家庭訪問を実施。定期的に家庭訪問報告会（年6回）を開催し、関係職員で対応を検討。

カ 実績

実施状況

単位：人

健康診査種類	年度	未受診者数	保健師把握	訪問件数 (延べ)	訪問結果		
					後日受診	状況把握	要支援
3 か月児	1 9	2 9	2 9	3 6	2	1 7	1 0
	2 0						
1 歳 6 か月児	1 9	5 1	5	5 9	3	3 3	7
	2 0						
3 歳児	1 9	7 8	4	8 9	6	6 2	5
	2 0						

キ 事業の経過

平成15年度は埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施

平成16年度から市の事業として実施

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診者の中には発育・発達の遅れや児童虐待等の問題が見られることもあることから、今後も未受診者の状況把握に努め、必要な支援を行っていくことが重要です。

3 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

親子の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の成長・発達を支援していく。また、育児の交流の場、話を聞いてもらえる安心の場として活用を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条、第10条

ウ 対象

就学前の乳幼児と親

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士

オ 内容

身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児、歯科、母乳、栄養相談、その他の施設では育児、歯科相談を実施）

カ 実績

相談件数

単位：人

区分 年度	健康福祉センター									
	実人員	延べ人員	乳児				幼児			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
19	325	763	82	34	80	51	79	42	45	17
20	327	719	82	20	79	53	67	40	40	11

単位：人

区分 年度	その他（公民館等）									
	実人員	延べ人員	乳児				幼児			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
19	210	497	78	22	2	10	62	38	2	1
20	188	435	90	18	1	5	61	43	1	2

キ 事業の経過

- (ア) 平成18年度は、健康福祉センター、市民会館、東町公民館、金子公民館、西武公民館において実施しました。
- (イ) 平成19年度は、前年度相談者が少なかった市民会館、東町公民館から男女共同参画推進センターへと会場を変更して実施。また、健康福祉センターでは毎回相談者が多く、十分な対応が困難な状況であったため、対象者を1歳未満児と1歳から未就学児とに分けて行いました。

ク まとめ

健康福祉センターだけでなく、公民館等の各地域で実施することにより身近な場所で利用することが可能です。また、公民館での乳幼児相談は、同時開催で地域の子育て支援事業も行っているため、核家族化に伴い周囲から孤立しがちな親子にとっても相談と子育て支援を同時に利用することができ、地域での仲間作りの場にもなっています。

また、各相談においては軽度発達障害などに関する相談や、未熟児の発達など、高度な専門的知識を必要とする内容が増えていることや、予防接種に関する法律の変化が早いこと、一般の育児の考え方が変化する速度が速いことなどがあり、相談の回答は複雑になってきています。

回答する保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等の研修をする機会を増やし、市民のニーズを満たすように出来るようにする必要があります。

(2) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、母親の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援していくことを目的

とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び13条

ウ 対象

家庭訪問、乳幼児相談、電話相談等により、その後も個別での相談の希望がある方

エ 対応者

心理相談員、保健師

オ 内容

心理相談員との個別相談とし、子どもは同室で保健師が対応し、遊びの様子などを踏まえて相談に応じ、支援していく。

カ 実績

相談件数

単位：件

区分 年度	実人員	延べ人員
19	30	30
20	44	45

キ 事業の経過

(ア) 平成13年子ども相談室事業を開始。

(イ) 平成14年相談時間の枠を1枠増加し、5件まで相談可能としました。

ク まとめ

個別での専門的な相談となるため、利用者の話をじっくり聴くことができます。必要性や希望があった場合には、家庭訪問や教室の参加等継続的な支援も行っています。また一方で、月に一度の相談の場であるため、次回相談日まで日数が空いている場合や、月によっては利用者が多く予約することができない場合もあり、すぐに相談したいという利用者のニーズに迅速に対応することができないこともあります。一方で、相談日当日にキャンセルされることもあり、事業の有効活用ができていないという課題もあります。

(3) 発育発達相談

ア 目的

運動機能及び精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施することで心身の異常を早期に発見し適切な治療及び療育に結びつける。

保護者に対し情報提供や相談を行うことで不安を解消し、継続的な事後指導を実施する。乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条
 発達障害者支援法第5条及び第6条
 乳幼児発達相談指導事業の実施について
 入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

- (ア) 乳幼児健診、保健師による家庭訪問、相談、教室などで把握した、若しくは関係機関で把握した未就学の子とその親
- (イ) 運動、精神面等に心配があり専門的な経過観察が必要な子とその親

エ 対応者

小児科医、保健師

オ 内容

医師、保健師による個別相談

カ 実績

相談件数 単位：件

区分 年度	申込数	実人員		延べ人員	
		親	子	親	子
19	30	19	18	23	22
20	28	31	23	35	28

キ 事業の経過

平成16年度までは狭山保健所実施の事業を利用していたものを、平成17年度から、市が実施主体となり年7回実施しています。

ク まとめ

県で実施していた事業を市で実施することにより、身近に相談する機会が持てるようになりました。発達障害に関する親の関心も高まってきており、保育所（園）・幼稚園に通っている子どもの行動面・情緒面の相談も増えてきています。相談件数も増えてきており、実施回数を増やす必要性があります。

また、本事業は相談及び異常の早期発見の場であり、その後の療育の場や必要な支援のための環境整備が今後の課題となっています。

(4) 母乳相談

ア 目的

- (ア) 出産後早期の母乳育児の確立を図る。
- (イ) 母乳に関する知識の普及、手入れの実際などをおして母親自身が母乳育児を学び育児不安の解消を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第10条

母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

母乳育児をする親子（おおむね2歳ごろまで）

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

母乳に関する個別相談

カ 実績

相談件数

単位：件

区分 年度	実人員	延人員	相談の内容（重複有り）					
			体重増加	母乳分泌	乳頭の手入れ	授乳方法	卒乳	その他
19	49	55	22	22	11	23	6	2
20	44	50	24	32	9	5	6	1

キ 事業の経過

平成17年度から月1回（土曜日）、年間12回実施しています。

ク まとめ

母乳育児に関する知識の普及、おっぱいの手入れの実際を学ぶ良い機会となっています。また、育児支援の観点から授乳の進行を適切に支援していくことは、親子の健やかな関係作りに極めて重要な役割を果たしています。

(5) 電話・窓口相談

ア 目的

妊産婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努めることを目的とする。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児、母性に関することなど全般の相談。

エ 対応者

保健師

オ 内容

妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に保健師が随時対応。受付時間は月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時。

カ 実績

相談件数 単位：件

区分 年度	窓口相談	電話相談
19	9	618
20	114	838

キ 事業の経過

健康福祉センター開館（平成15年度）以降は土曜日も開庁しているため、相談日が増加しています。

ク まとめ

電話相談では、「虐待をしてしまいそうだ」といった緊急性の高い相談がここ数年増加傾向にあります。電話・窓口相談は随時受け付けていますが、健診事業等で保健師が不在の場合、即座に相談を受けられないこともあり、保健師がいつでも対応できる体制づくりが必要となっています。

4 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が主体的に出産や育児に取り組む意識を持つことができる。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

妊娠期から地域での仲間づくりの場を提供し、出産後の子育ての孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～6か月の妊婦とその夫

エ 対応者

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、ファミリーサポートセンターコーディネーター

オ 内容

1日目	妊娠中の過ごし方、母乳育児の話、制度サービスについて
2日目	妊娠中の食事、歯の話、先輩ママとの交流会
3日目 (土曜日)	沐浴実習、妊婦・育児体験

カ 実績

参加人数

単位：人

区分 年度	妊婦		夫	
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
19	93	312	48	83
20	100	210	59	94

キ 事業の経過

平成15年度は初産の妊婦を対象に母親学級を3日間で1クールとして実施。その他に両親学級を2日間（調理実習、沐浴実習、子育て講話）で実施しました。

平成16年度は4日間の両親学級の他に、パパ・ママ料理教室を行っていましたが、平成17年度からは調理実習を両親学級に組み込み5日間としました。

平成20年度からは、ワーキングママパパクラス参加者に 短期間での学級開催の要望が増え3日間に短縮しました。

ク まとめ

夫の理解や参加を促すため、事業の名称を母親学級から両親学級としました。特に、土曜日開催の内容は、ペア体操や妊婦体験、調乳、沐浴実習など、夫も体験できる内容になっています。両親学級には約半数の夫の参加がありますが、3日間通して参加する夫は少ない状況です。

(2) ワーキングママパパクラス

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と保育制度等の情報提供をすることにより、妊婦主体的に出産に取り臨むことができ、仕事と育児の両立を図ることもできる。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～8か月の働いている妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師

オ 内容

妊娠中の過ごし方

お産の進み方

保育サービスについて

沐浴実習

妊婦・育児体験

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	実施回数（回）	妊婦	夫
19	6	63	54
20	6	80	69

キ 事業の経過

両親学級は5日間1コースであり、仕事を持つ妊婦の参加が難しいため、半日で必要な知識・技術を学べる本事業を始めました。平成18年6月から偶数月に実施しています。産休前の妊婦とその夫が参加しやすいよう土曜日開催としました。

ク まとめ

夫の参加率が高く、父親の育児への理解が期待できます。

日程の都合や、1日で学べるという理由から、仕事を持たない妊婦の参加希望もあります。

(3) 離乳食講習会（3か月児健康診査と同時実施）

ア 目的

離乳食の進め方や調理法を知り、育児不安の解消・軽減を図る。
離乳食のスムーズな移行・児の健全な発育・発達を目指す。
生後初めての食育としても位置づける。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条（乳幼児の健康の保持増進）
母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

3か月～5か月未満

エ 対応者

栄養士

オ 内容

離乳食の展示・試食、離乳食の進め方の説明、個別相談

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	参加者数
19	555
20	668

キ 事業の経過

平成6年度からは常勤栄養士により実施しています。

ク まとめ

受講者は3か月児健診受診者の約5割程度で、その大多数が初めての子を持つ保護者です。そのためか離乳食に対し不安感を抱いていることが多く、講習会に参加することで不安の軽減が図られています。

離乳食の進め方については数年ごとに見直しになることから、第2子以降にも参加を呼びかけていきたいと思えます。

今後は、赤ちゃんの初めての食育の場にしていくため、手技を目で見て実感し、より理解できるように、調理実習などを取り入れた形式で行いたいと思えます。このため、3か月児健診から独立した事業として行う予定です。

(4) 赤ちゃんサロン

ア 目的

同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士が、地域で支え合いながら子育てができるよう育児サークル形成への支援を行い、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法第4条（母性および保護者の努力）

ウ 対象

生後6か月前後の児とその親

エ 対応者

保健師

オ 内容

年6回 隔月実施

10時00分～ 受付（名簿記載）・名札（シール）を作り、地区別に座る。

10時30分～ 手遊び

11時00分～ 地区別 トークタイム 母親学級の妊婦との交流

11時30分～ プレイルームの使い方、終わりの挨拶

カ 実績 単位：組

年度	区分	参加者数
19		492
20		546

キ 事業の経過

旧保健センターにおいては、両親学級卒業生と3か月児健診における希望者（第1子）のみに案内をしていましたが、平成15年度の健康福祉センター開館を機に、健

康カレンダー及び広報で広く募集を行い、自由参加型としました。

ク まとめ

事業実施後、育児サークルが数多くでき、児を持つ親同士での地域での支え合いに発展しています。育児サークルは年間100組以上*作られています。

育児サークルが多くなると、貸し出しているプレイルームの予約が取りづらくなり、集う場所がないことが課題です。健康福祉センター以外で母子が集える場所の拡大が必要です。

また、本年度で5年目となり、貸し出しの目的をもう一度再確認し、貸し出しの対象者を検討していく考えです。

*継続グループを含む。

(5) 9か月育児学級「ひよこクラス」

ア 目的

生後9か月の時期は、乳児がハイハイやつたい歩きをするだけでなく、泣いたり指さしをしたりするなどの自己主張が始まるため、育児上での悩みや、不慮の事故などが起こりやすい時期である。この時期からの乳幼児の事故防止、歯科及び栄養に関する育児の指導を中心に、子どもの健康の保持増進及び育児不安の緩和を図る。

イ 根拠法令

母子保健法第4条、第9条

ウ 対象

生後9か月児とその保護者

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

月1回 年12回実施

<教室の流れ>

午前10時～ 受付(アンケート記入)

受付順に身長・体重測定

測定された方から10～15名ずつ、

歯科指導・栄養指導・保健指導(各10分・計30分程度)

4～5組開催

アンケートにて発育・発達等の相談や育児不安等がある場合は個別相談

正午ごろ 終了

カ 実績

単位：人

相談件数 単位：件

区分 年 度	参加者数 (児)	出生数に対する 参加割合 (%)
19	468	40
20	436	36

区分 年度	相談数
19	231
20	197

キ 事業の経過

平成14年度はセンター移転のため事業を中断。平成15年度から再開。

平成16、17年度は午後の時間帯に実施。

平成18年度から午前の時間帯に変更。

ク まとめ

事故予防のPRを強化するため、事故予防グッズや体験談などを展示する事故予防ルームを開設しました。

市内における乳幼児の事故発生件数についてはデータのとりまとめがなく、事業効果を測定することは困難ですが、今後アンケート等により考察していく必要があります。

また、3か月児健診から1歳6か月児健診までの中間の機会として活用していくため、今後参加者を増やす工夫が必要です。

(6) 2歳歯みがき教室

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げみがきの方法や上手な間食の取り方等を知り、幼児期におけるむし歯の予防を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条（乳幼児の健康の保持増進）

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね2歳児

エ 対応者

歯科衛生士、栄養士

オ 内容

むし歯・間食の話、歯みがきの話、お顔遊び、仕上げみがき指導

カ 実績

単位：組

区分 年度	参加親子数
19	105
20	117

キ 事業の経過

平成16年度は試行として年6回実施。

平成17年度から事業として隔月（年6回）実施。

ク まとめ

保護者のむし歯に対する知識や技術が、乳幼児の歯の健康を大きく左右することから、保護者へのむし歯予防に対する正しい知識の普及を図るため、実践を交えた歯みがき指導を実施しています。また、仕上げ磨きを嫌がる乳幼児が殆どのため、保護者に対しお顔遊びを取り入れた関わり方も指導しています。

(7) 3歳6か月歯みがき教室

ア 目的

生活習慣が確立するこの時期に、正しい歯磨きの習慣や上手な間食の取り入れ方等を知ることでむし歯の予防、口腔内の健康の保持増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条（乳幼児の健康の保持増進）

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね3歳6か月児

エ 対応者

歯科衛生士

オ 内容

むし歯・歯みがきの話、染め出しによる歯みがき指導、フッ素洗口体験

カ 実績 単位：組

区分 年度	参加親子数
19	98
20	97

キ 事業の経過

平成11年度から3歳児歯みがき教室を実施。

平成15年度から3歳児健診の事後フォローとして実施。

ク まとめ

3歳児歯科健診をきっかけに、正しい仕上げみがきの方法や食生活習慣を再確認し、むし歯予防への意識を高める契機として位置付けています。染め出し液を使ったみがき残しの確認やむし歯、歯並びの状況を見ながらのブラッシング指導及びフッ素洗口は住民のニーズも高く、歯科保健に対する関心の高さが感じられます。今後もフッ素

やキシリトールを生活習慣に上手に取り入れる方法等住民のニーズをできるだけ反映させた事業内容となるよう工夫していきたいと思えます。

(8) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな児とその保護者に対し、遊びを通じたかかわりの中で児の発達発育を経過観察し、その児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠法令

母子保健法第9条

発達障害者支援法第5条及び第6条

ウ 対象

各乳幼児健診、乳幼児相談などで特別な育児支援が必要であると思われる児とその保護者。

(ア) 言葉の遅れのあるもの。

(イ) 目が合わない、他人に興味を示さない等の対人面の心配のあるもの。

(ウ) 落ち着きが無い、多動、こだわりなどの行動、心理面の心配のあるもの。

エ 対応者

心理相談員、言語療法士、保育士、保健師

オ 内容

月1～2回 年22回

<事前相談>

必要時、保健師が家庭訪問を行い、児の発達状況を把握する。その後、参加を促す。

<当日の内容>

会場：健康福祉センター2階プレイルーム及び健診室（母グループ会場）

午前 9時30分～ 事前打ち合わせ・自由遊び

午前10時00分～ お名前呼び

午前10時30分～ 設定遊び

午前10時45分～ おやつ

午前11時00分～ 母子分離 児は保育（発達・行動観察）母はグループ相談

正午～ さようならのあいさつ 個別相談

（休憩）

午後 1時30分～ 個別ケースカンファレンス

午後 4時00分～ 終了・片付け

カ 実績 単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
19	33	211
20	34	255

キ 事業の経過

平成元年度から実施

平成3年度から心理相談員を配置

平成18年度から言語聴覚士と心理相談員が交互に指導

健康福祉センター開設に際し、発達支援事業「元気キッズ※」（療育部門）を開設、連携をとりながら実施しています。

※元気キッズ開設に伴い、前身の「のびのび教室」は修了。

ク まとめ

平成17年に発達障害者支援法が成立したのを機に、「軽度発達障害」について、市民が情報を得る機会が拡大しました。関連の相談が増え、出生数が増えていないにもかかわらず要支援の対象者が増加し、1教室当たり、15組を超えることも多くなってきました（特に、保育所・幼稚園就園の申込みを迎える10月ごろピークとなります）。1回の集団での指導は10組ほどが適当で、これを超えると1人当たりの相談時間が短くなってしまい、十分な対応ができなくなるため、発達発育相談の回数増加等何らかの対応策が必要です。

(9) かるがもルーム

ア 目的

育児不安の強い親に対し、遊びを通じたかかわりの中で、親がその児に合った育児方法を選択できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条及び第10条

子どもの心の健康づくり実施要領

ウ 対象

- ・育児不安の強い親とその児。
- ・親子関係の構築において、支援が必要と思われる親とその児。

エ 対応者

心理相談員、保育士、保健師

オ 内容

月1～2回 年18回

<当日の流れ>

午前 9時00分～	事前打ち合わせ・自由遊び
午前10時00分～	お名前呼び
午前10時10分～	おやこ遊び
午前10時30分～	おやつ
午前10時45分～	母子分離 児は保育 母はグループ相談
正午～	さようならのあいさつ 個別相談
(休憩)	
午後 1時30分～	個別ケースカンファレンス
午後 4時00分～	終了

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数 (回)	母 実人数	母 延べ人数	児 実人数	児 延べ人数
19	18	26	115	32	130
20	22	23	148	31	194

キ 事業の経過

平成15年度から実施（11回）

平成16年度実施回数12回

平成18年度実施回数18回

ク まとめ

参加者の教室依存が強くなると卒業するタイミングが難しくなっていたため、シートノートを作成しました。

参加者の振り返りや卒業の時期の把握確認に役立っています。

(10) 遊びの広場

ア 目的

特別に支援を必要としない親子にも子育て支援をすることでよい親子のかかわりを保つことができる。親の心が安定することで子どもへの順調な発育発達が促される。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条

子どもの心の健康づくり実施要領

ウ 対象

就学前の児を持つ親子

エ 対応者

ボランティア、母子愛育班員、保健師

オ 内容

年6回。ボランティアによる手遊びや読み聞かせ等とフリートーク。

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施回数（回）	参加延べ人数
19		12	497
20		12	372

キ 事業の経過

平成17年度から乳幼児相談の計測日に遊びの時間を設けていましたが、平成18年度から遊び中心の事業としました。年齢を1歳未満と1歳以上の2つに分け、それぞれの年齢に合わせた遊びを行っています。

ク まとめ

各地域でも子育て支援事業が展開され、仲間作りの場が提供され始めています。参加者の固定化・参加者数の減少がみられており、今後の実施方法について検討する必要があります。

(11) 多胎児支援事業「ふたご・みつごのつどい」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

双子以上の乳幼児と保護者、サポートする家族、多胎児を妊娠している方とその夫

エ 対応者

助産師、保育士、家庭児童相談員、主任児童委員、保健師

オ 内容

グループ形式で話し合い、親子遊び、妊婦・育児相談

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数（延べ人数）		
			妊婦	親	子ども
19		2	3	35	70
20		2	1	25	51

キ 事業の経過

全国的に多胎児の出生数が増加する中、多胎児への支援が必要と考え、平成17年度に試行的に1回実施、平成18年度からは2回に回数を増やして実施しました。

ク まとめ

妊婦や多胎児を持つ親子の交流の場となっています。主任児童員や家庭児童相談員等にも協力を得て、地域での支え合いにつなげています。現在では自主サークルもでき、本事業以外での交流が継続できています。今後も行政としてサークルの運営支援や多胎児支援を行っていく必要があります。

5 家庭訪問事業

(1) 妊産婦訪問指導

ア 目的

母性及び乳幼児の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第17条

人間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

委託助産師、委託保健師、常勤保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	出生数	妊婦	産婦
19	1, 173	11	471
20	1, 211	8	874

キ 事業の経過

平成9年地域保健法制定に伴う母子保健法の改正により、妊産婦及び新生児訪問指導が市民に身近な市町村の業務として位置付けられました。

ク まとめ

妊婦訪問の利用者が少ない状況です。また、新生児・産婦訪問の実施率の目標設定が課題となっています。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病の早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第19条

入間市未熟児訪問実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用し、所沢保健所から連絡のあった未熟児とその保護者

(イ) 出生連絡票により市が独自に把握した未熟児とその保護者

エ 対応者

委託助産師、委託保健師、常勤保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	対象児	家庭訪問実数	実施率 (%)
19	50	49	98
20	51	51	100

平成20年度出生体重別訪問状況

単位：人

出生体重 (g)	訪問実人員	延べ人員
～ 999	6	7
1000～1499	4	5
1500～1999	9	9
2000～2499	12	12
2500～	20	20
合計	51	53

キ 事業の経過

平成19年度から「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により未熟

児訪問指導事務の移譲を受けました。

ク まとめ

県からの移譲を受けたばかりで、未熟児の発育発達の支援や母の産後うつ評価、虐待予防の視点など職員の技術力の向上に努める必要があります。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いため、養育上必要な保健指導を行い新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な処置を取る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第11条

人間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児

エ 対応者

委託助産師・委託保健師、常勤保健師

オ 内容

家庭訪問による情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	出生数	家庭訪問数	実人員に対する 実施率 (%)
19	1,173	延べ195 (実178)	15.2
20	1,211	延べ486 (実490)	40.5

キ 事業の経過

平成6年地域保健法制定に伴う母子保健法の改正（平成9年実施）により、妊産婦及び新生児訪問指導が市民に身近な市町村の業務として位置付けられました。

ク まとめ

出生連絡票に基づき保護者へ連絡しているため、出生連絡票の回収率の向上のため児童福祉課、近隣の産婦人科医療機関の協力を得られるよう働きかけました。回収率は3割から5割と徐々に増えていますが、更なる回収率の向上が必要です。また、新生児・産婦訪問の実施率の目標設定が課題となっています。

(4) こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しさまざまな悩みの聴取、子育て支援の情報提供、家庭の養育状況の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける。

イ 根拠・関連法令

次世代育成支援対策推進法第11条
入間市次世代育成行動計画

ウ 対象

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者

母子保健推進員、保健師

オ 内容

悩みの聴取、情報提供

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	出生数	家庭訪問数	実人員に対する 実施率 (%)
19	1,173	延40 (実39)	3.4
20	1,211	768	63.4

キ 事業の経過

平成19年度新規事業。平成20年3月から保健師が試行的に実施。

平成20年度は保健師の他、母子保健推進員を委嘱し訪問を依頼しました。

ク まとめ

平成20年度は、出生連絡票にて連絡が取れ同意の得られた方のうち、第2子や心配のない家庭については、母子保健推進員に訪問を依頼しました。母子保健推進員に対しては、訪問のロールプレイや傾聴、守秘義務等をテーマに研修会と家庭訪問依頼報告会を行いました。

平成21年度は全戸訪問を実施していきます。

(5) 乳幼児訪問指導

ア 目的

乳幼児の健康の保持増進のため乳幼児健診等において、事後指導の必要な対象者に対して随時家庭訪問し保健指導、子育て支援を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第10条

ウ 対象

乳幼児とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況 (訪問内容の内訳)

単位：人

区分 年度	対象者数	家庭訪問数	訪問実数における 実施率 (%)
19	乳児 1,153	乳児述べ240 (実202)	乳児17.5
	幼児1歳～6歳未満 7,983	幼児延べ164 (実118)	幼児 1.5
20	乳児 1,211	乳児述べ392 (実350)	乳児28.9
	幼児1歳～6歳未満	幼児延べ211 (実152)	幼児 12.6

キ 事業の経過

平成6年の地域保健法制定に伴う母子保健法改正（平成9年実施）において、母子保健事業が市町村に一元化され基本的なサービスを市町村が一貫して行うようになりました。そのため3歳児健診、1歳6か月児健診、3か月児健診実施後の事後指導としての家庭訪問や保護者の育児不安に対応するために実施しています。

ク まとめ

乳幼児の家庭訪問では年々虐待、虐待の疑い事例に関する訪問の割合が増加し、児童福祉課や児童相談所等関係機関と連携し家庭訪問を実施しています。

また、発達に関する相談も増加しており、担当内の発育発達相談や子ども相談室、すくすく教室等他の事業や元気キッズでの支援につなげられるよう努めています。

6 地域活動推進事業

(1) 母子保健推進員活動

ア 目的

妊産婦、乳幼児の健康課題の把握に努めるとともに、母子保健事業の活用を推進し、母子保健の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条

地域母子保健事業の実施について

平成7年4月3日児母第19号厚生省児童家庭局母子保健課長通知（1）母子保健推進員活動事業

ウ 対象

妊産婦、乳幼児

エ 対応者

市長から委嘱を受けた母子保健推進員

（母子愛育班員が母子保健推進員を兼務、任期3年）

オ 内容

（ア）家庭訪問

（イ）母子保健に関する問題点の把握

（ウ）母子保健の推進

カ 実績

家庭訪問数

区分 年度	推進員数（人）	訪問件数（件）
19	215	83
20	33	479

キ 事業の経過

昭和43年に設立。区長や支所長から推薦された60人が任期3年の委嘱を受け開始。その後、母子愛育班員が母子保健推進員を兼ねた形で活動。

平成20年度は母子愛育班員の他、地域の協力者も含めた33人に委嘱しました。

ク まとめ

これまで、母子保健推進員による妊産婦の家庭訪問は、妊娠届を基に実施してきましたが、個人情報保護の問題により、平成18年度から中止せざるを得ない状況となりました。その結果訪問件数の大幅な減少につながりました。

平成20年度は、こんにちは赤ちゃん事業の訪問者として母子保健推進員に依頼したため、家庭訪問件数が大幅に増加しています。

（2）母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条

地域母子保健事業の実施について

平成7年4月3日児母第19号厚生省児童家庭局母子保健課長通知(2)母子保健
地域組織育成事業

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

(ア) 委託事業

母子保健事業の協力 (乳幼児相談、遊びの広場、ポリオ、BCG)

子育て支援事業

育児体験事業

三世代交流事業

声かけ訪問事業

(イ) その他

定例会での保健師セミナー

オ 実績

実施状況(平成19年度)

単位:人

事業名		場所・内容	実施述べ回数(回)	参加者延べ人数	班員延べ人数
協力保健事業	乳幼児相談	各地区公民館	14	/	37
	遊びの広場	健康福祉センター	12		35
	ポリオ	健康福祉センター	20		36
	BCG	健康福祉センター	12		24
子育て支援	子育て支援「大きな輪」	各地区公民館等	37	1031	263
	子育て支援事業「パパは遊ばせじょうず」	健康福祉センター	2	43	48
育児体験事業		武蔵中学校・西武中学校	2	207	85
三世代交流		各地区公民館等	2	455	50
声かけ・家庭訪問		妊産婦	16		
		乳幼児	206		

平成20年度

単位：人

事業名		場所・内容	実施述べ回数(回)	参加者延べ人数	班員延べ人数
協力保健事業	乳幼児相談	各地区公民館	14		42
	遊びの広場	健康福祉センター	6		18
	ポリオ	健康福祉センター	20		60
	BCG	健康福祉センター	12		24
子育て支援	子育て支援「大きな輪」	各地区公民館等	48	1098	335
	子育て支援事業「パパは遊ばせじょうず」	健康福祉センター	2	96	39
育児体験事業		黒須中学校	1	127	54
三世代交流		各地区公民館等	4	537	67
声かけ・家庭訪問		妊産婦	39		
		乳幼児	295		

班員数

単位：人

支部名	年度	
	19	20
豊岡第1	14	11
豊岡第2	20	21
東金子	25	24
金子	34	34
宮寺	35	35
二本木	6	6
藤沢	21	21
東藤沢東部	18	18
東藤沢西部	8	8
西武	2	2
小谷田1丁目	9	9
本部	5	5

カ 事業の経過

昭和15年、金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始。その後、昭和30年代後半から市内各地に組織され、昭和43年に入間市母子愛育会が設立されました。平成15年には本部役員が組織され、現在11支部の地域に分かれ、地域活動及び市全体の活動を展開しています。

キ まとめ

現在は身近な地域における子育て支援へのニーズが高く、各支部での事業展開に期待が高まっています。地区ごとに成り立ちや地域の特徴に違いがあり、できることから活動を進めていけるよう支援していきます。

7 団体育成事業

(1) 地域の育児サークル

ア 目的

子育て中の親が、仲間と集まり情報交換などを行うことで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条

ウ 対象

市内在住の親子

エ 対応者

職員

オ 内容

赤ちゃんサロン参加者の育児サークル化

プレイルームの貸出し 1日5枠 1枠1時間30分

転入者など希望者へ既存の育児サークルの紹介

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
19	122	11,485
20	112	12,158

キ 事業の経過

平成15年度に健康福祉センターが設立後、育児サークルが利用できるプレイルームの部屋の貸出しを始めました。当初は1日4枠で貸出しを行っていましたが、利用団体が多くなったため平成17年度から1日5枠に増やしました。

ク まとめ

サークル数が多く、部屋の貸出しに余裕のない状況です。貸出し方法の検討が課題となっています。平成21年度登録手続きの際に、日曜日・祝日の利用希望があるかのアンケートをとり、利用者の要望をもとに貸し出しの検討を行っていきます。